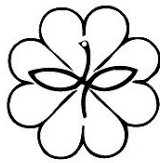


地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」をぜひ存知ですか？



（民生委員・児童委員のマーク）
 幸せのめばえをしめす
 四つ葉のクローバーをバックに、
 民生委員の「み」の文字と
 児童委員をしめす双葉を組み合わせ、
 平和のシンボルの鳩をかたどって、
 愛情と奉仕をあらわしています

「民生委員・児童委員」は、地域住民の立場に立ち、地域の身近な相談・支援ボランティアとして、相談や見守りなどを行っています。さまざまな生活上の問題が生じたときには、行政や専門機関との橋渡しをする「パイプ役」として解決をお手伝いします。

また、児童福祉に関することを専門に担当する「主任児童委員」も活動しています。

市内には現在521人の委員が、厚生労働大臣からの委嘱を受け、非常勤の地方公務員として、26地区の民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属して活動しています。



佐賀市民児協会長
 本庄地区民児協会会長
石井 智俊 さん

民生委員・児童委員の日によせて

民生委員・児童委員を拝命して15年が過ぎました。

これまでの活動を振り返って感じること、住民のために必要不可欠な役目を担っているということ、高齢者の相談にのり、安心して暮らせるようにすること、困りごとや心配ごとの解決のお手伝いをするこ、健康を一緒に考え、お手伝いができること、病気がなったら、一緒に悩みとして気に掛けて声を掛け見守ってゆくことが大切な活動です。

また、子育てで悩むお母さんに対しては、先輩としての適切なアドバイスができると思います。

5月12日は民生委員・児童委員の日です。

地域でのさまざまな活動を通して、民生委員・児童委員を知っていただき、いつでもどこでも見守っていることをご理解いただく機会とできればと思います。

また、これからの活動に一層の努力と精進をしたいと思えます。

誰が、どうやってなるの？

各単位自治会長からの推薦と各地区民児協会長の確認のうえで、市、県の審査を経て、厚生労働大臣が委嘱します。

委員の任期は1期3年です。1期ごとに改選されますが再任ができます。75歳を超えても1期のみ再任が可能です。給与の支給はありません（無報酬）が、活動費への支援があります。

また、委員には守秘義務がありますので、相談内容の秘密やあなたのプライバシーは守られます。

さまざまな暮らしの中の問題を、誰に相談したらいいかわからないと感じたら

問題を抱え込んでしまわずに民生委員・児童委員に相談してください。

<h3>高齢者世帯への訪問</h3> <p>おじいちゃん、おばあちゃんが、生活に不自由そう。</p>	<h3>声かけ・安否確認</h3> <p>近所の一人暮らしのおじいちゃん、最近外出してないけれど心配…。</p>
<h3>悪徳商法被害の予防、拡大防止</h3> <p>流行の詐欺の情報や、注意点などを伝えて欲しい。</p>	<h3>介護・福祉サービス等の説明</h3> <p>ホームヘルパーや介護保険のサービスを受けたい時は、どこに相談したら良いの？</p>
<h3>いじめ・不登校・非行相談</h3> <p>子どもがいじめにあっているようだが、話してくれない…。</p>	<h3>児童虐待の発見・通報</h3> <p>近所の子どものおかしな様子がおかしくて、心配なだけけど。</p>

信頼関係は時間をかけて

3月14日未明に発生した地震は県内でも震度4を記録した所がありました。折しも、その翌日は民生委員による災害時を想定した要援護者への情報伝達・安否確認訓練の実施日でした。

高齢者の中には不安な気持ちで一日を過ごされた人もいたようで、伺うと安堵された様子でした。災害は起こり得るといふ危機感が要援護者と避難支援員、それに私たちを一つにし、真剣に訓練に取り組む貴重な機会となりました。

また、活動の一環として高齢者宅の訪問があります。はじめは用件のみで済んでいた事柄が、やがて打ち解け、時には若い頃に地域に貢献されていた話になったりします。そうなるまでにはとても長い時間がかかります。

主任児童委員として子どもを見守る

民生委員・児童委員の中でも、主に子どもたちの問題にかかわる主任児童委員として活動しています。

できるだけ学校や地域の行事には積極的に参加して、まずは子どもをはじめ、いろいろな人たちと顔見知りになれるように心がけています。

時には、地区の民生委員・児童委員や地域の皆さんから不登校や虐待ではないかとの連絡を受け、学校や関係機関に向いて情報を交換し、いかにして子どもたちを見守っていくかを話し合うこともあります。

また、活動していく中で、主任児童委員の存在が地域の皆さんにまだまだ知られていないように感じます。民生委員・児童委員と連携しながら、主任児童委員のPRにも力を入れたいと思っています。



市主任児童委員副会長
 鍋島地区主任児童委員
堀 イトヨ さん

5月12日は
民生委員・児童委員の日

大正6年5月12日の、民生委員制度の源である済世顧問制度の発足にちなんで、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、また5月12日からの一週間を「活動強化週間」としていただきます。



佐賀市民児協副会長
 新栄地区民児協会会長
宮原 和子 さん



問い合わせ

本庁 福祉総務課
 ☎ 40・7250
 FAX 40・7393